

平成23年(ラ)第1885号 労働契約上の地位保全仮処分申立却下に対する抗告事件
東京高等裁判所 第22民事部 御中

キヤノン電子労働組合専従書記の地位保全等仮処分命令申立事件の 公正な審理を求める要請署名

眞壁とし子さんは、キヤノン電子労働組合に30年以上直接雇用されていた専従書記と呼ばれる従業員です。平成22年10月29日、キヤノン電子労働組合は、眞壁さんを、事前の説明は一切行わず、懲戒処分による当日の解雇にしました。

眞壁さんは、平成18年9月に退職勧奨を受け、拒否しましたが、キヤノン電子労働組合は、それ以来、彼女を懲戒処分で解雇するまでの約4年間、彼女の業務範囲を組合事務所部屋内だけに限定し、年間120万円以上も賃金を減額し、彼女が是正を求めるまで定期健康診断すら実施しない等、賃金、社会保障等のあらゆる面で、彼女をいじめ続けてきました。

そして、眞壁さんは、確定給付企業年金法に基づく退職年金制度の給付減額について、企業年金、母体企業の破綻の可能性が無く、“やむを得ない理由”が全く無いことから、眞壁さんは、実質、彼女一人分の給付減額について不同意の意見表明をしたところ、キヤノン電子労働組合は、これを“最大”の解雇理由として、懲戒処分による当日の解雇にしました。

眞壁さんの解雇は、懲戒処分による解雇であるにもかかわらず、当日、6分程度の通知をしただけで済ましており、就業規則に規定された懲戒の手続を全く守っていません。

また、眞壁さんの意見表明は、確定給付企業年金法の加入者の過半数代表者、労働組合の執行委員長としての正当な行為ですから、確定給付企業年金法、労働組合法及び関係法令の保護規定、禁止行為も全く無視しています。

つきましては、

- ① 就業規則に定められた懲戒処分に関する手続的正義、
- ② 確定給付企業年金法、労働組合法及び関係法令に保障された加入者の権利、
- ③ 労働者の業務内容に対する捉え方、

について、慎重に審理していただけますようお願い致します。

特に、本件は、国が保障する年金制度、確定給付企業年金に関する、確定給付企業年金法、労働組合法及び関係法令に保障された“加入者の権利”を問う、非常に重要な裁判です。

客觀性のある事実等に基づいて、公正かつ慎重な審理をお願い致します。

氏 名	住 所

<問い合わせ・集約先>

〒369-1304 埼玉県秩父郡長瀬町本野上148-1-200 真壁 とし子 宛

電話：0494-66-1001 Eメール：makabet@apost.plala.or.jp

年金解雇のホームページ <http://nenkin-kaiko.angry.jp/>